

令和3年度 第8回定例庁議 次第

日時：令和3年11月11日(木)午後1時15分～

場所：本館3階302会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 令和4年度行政組織の編成について（総務部）

(2) 人事異動基本方針と職員人事内申書について（総務部）

4 その他

(1) 定例庁議予定日 12月9日(木)午後1時15分～ 本館3階302会議室

(2) 令和3年笛吹市議会第4回定例会 一般質問答弁検討日程
12月6日(月)午後、7日(火)・8日(水)終日、9日(木)午前

5 閉会

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項・報告事項		令和3年11月11日提出	
件名	令和4年度行政組織の編成について	部局名	総務部
概要	<p>事務事業の効果的实施、また、市民サービスの維持向上等を図るため、別紙「令和4年度事務組織編成について」に基づき、必要に応じて、部課の新設、統合、廃止等による部課の規模の適正化、平準化に取り組むこととしている。</p> <p>このため、各部局ヒアリング及びその後の協議結果を踏まえ、令和4年度における組織編成が決定したので、報告する。</p>		
経過	<p>8月25日～9月24日 各部局からのヒアリング実施</p> <p>9月末～10月末 関係部局との個別協議</p> <p>11月8日 市長懸案協議において決定</p>		
問題・課題	<p>1 保健福祉部 乳幼児から高齢者まで幅広い事務を所管するが、各課の規模（業務量、職員数等）が大きく、管理職員によるマネジメントができにくくなっている。 また、市総合計画等において、子育て世代に焦点を当てた取組の強化が掲げられており、子育て支援体制の充実が必要となっている。</p> <p>2 総務部（防災危機管理課） 業務量の増大に伴う事務の分散及びリーダー職の負担軽減が課題となっている。</p>		
対応策	<p>令和4年度の事務組織編成について、次のとおりとする。</p> <p>1 保健福祉部の体制を、現行の1部5課14担当の体制から2部8課18担当の体制に再編し、課の規模の適正化、事務事業の効果的实施を図ることとする。（詳細別紙）</p> <p>2 総務部防災危機管理課について、業務量の増大に伴う事務の分散及びリーダー職の負担軽減のため、現行の1担当（消防防災担当）制から2担当（防災担当・消防担当）制に分割する。</p>		
協議結果	<p>【報告事項確認了】</p>		

令和4年度 事務組織編成について(案)

事務事業の効果的实施、また市民サービスの維持向上等を図るため、別紙「令和4年度事務組織編成に係る基本方針」に基づき、必要に応じて、部課の新設、統合、廃止等による部課の規模の適正化、平準化に取り組むこととしている。

このため、各部局ヒアリング及びその後の協議結果を踏まえ、令和4年度における組織編成について、次のとおり見直しを行う。

1 保健福祉部組織の再編

保健福祉部については、乳幼児から高齢者まで幅広い事務を所管するが、各課の規模（業務量、職員数等）が大きく、管理職員によるマネジメントができていくなっている。

また、市総合計画等において、子育て世代に焦点を当てた取組の強化が掲げられており、子育て支援体制の充実が必要となっている。

については、保健福祉部の体制を、現行の1部5課14担当の体制から2部8課18担当の体制に再編し、課の規模の適正化、事務事業の効果的实施を図ることとする。

(1) 「(仮称) 子育て支援部」の新設

子育て支援体制の充実、強化を図るため、現行の保健福祉部から、子育て支援課（子育て支援担当・保育担当・保育所）及び健康づくり課母子保健担当を分離し、新たに「(仮称) 子育て支援部（子育て支援課・保育課・9保育所）」を設置する。

(2) 課、担当の再編成

福祉総務課から障害福祉担当を分離し、新たに「障害福祉課（障害福祉担当・障害給付担当・障害支援担当）」を設置する。

また、長寿介護課を介護保険課（長寿総務担当・給付適正担当・認定審査担当）と長寿支援課（介護支援担当・地域包括担当）に分割再編する。

2 その他

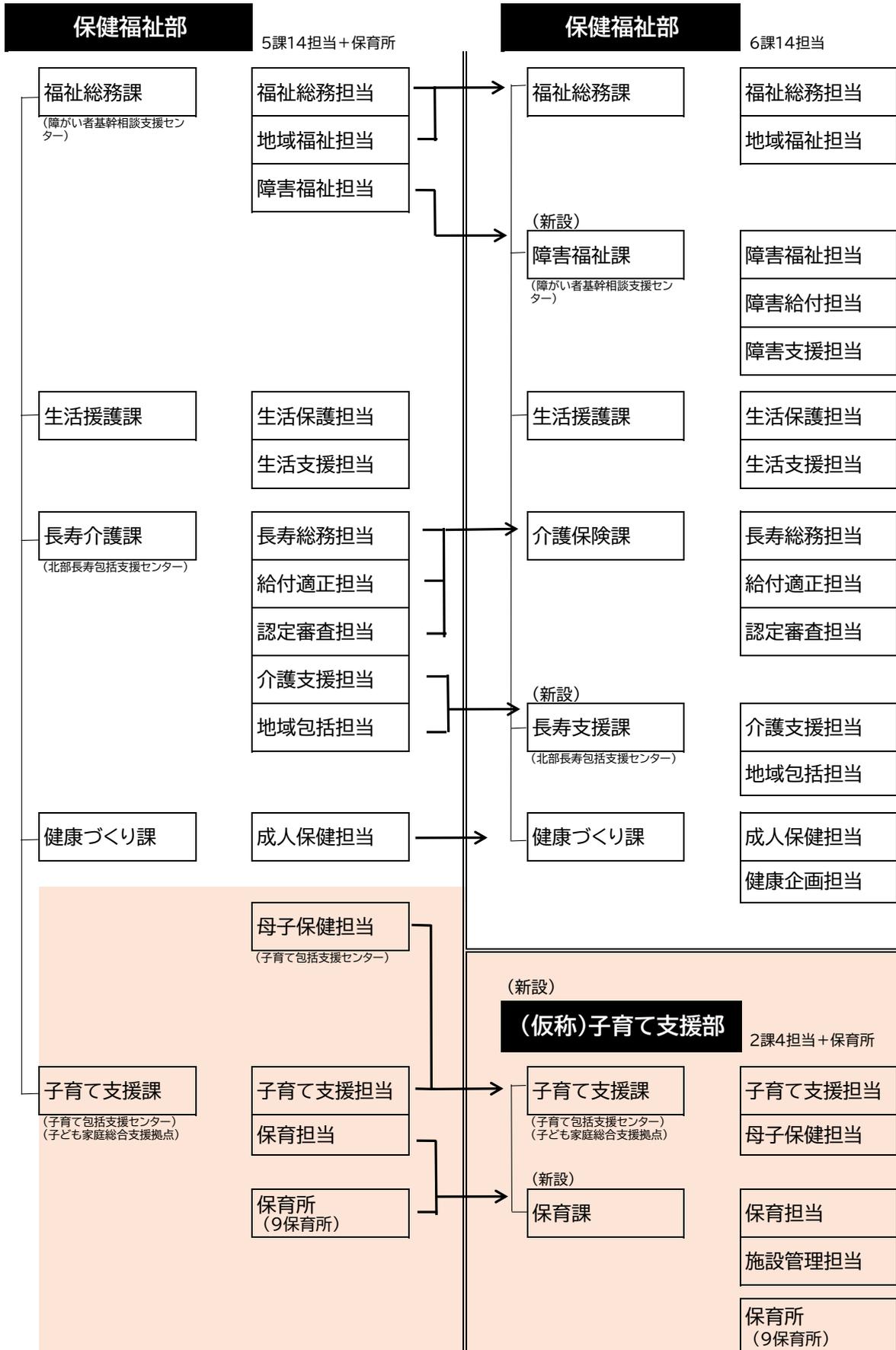
総務部防災危機管理課について、業務量の増大に伴う事務の分散及びリーダー職の負担軽減のため、現行の1担当（消防防災担当）制から2担当（防災担当・消防担当）制に分割する。

令和4年度 保健福祉部組織編成(案)

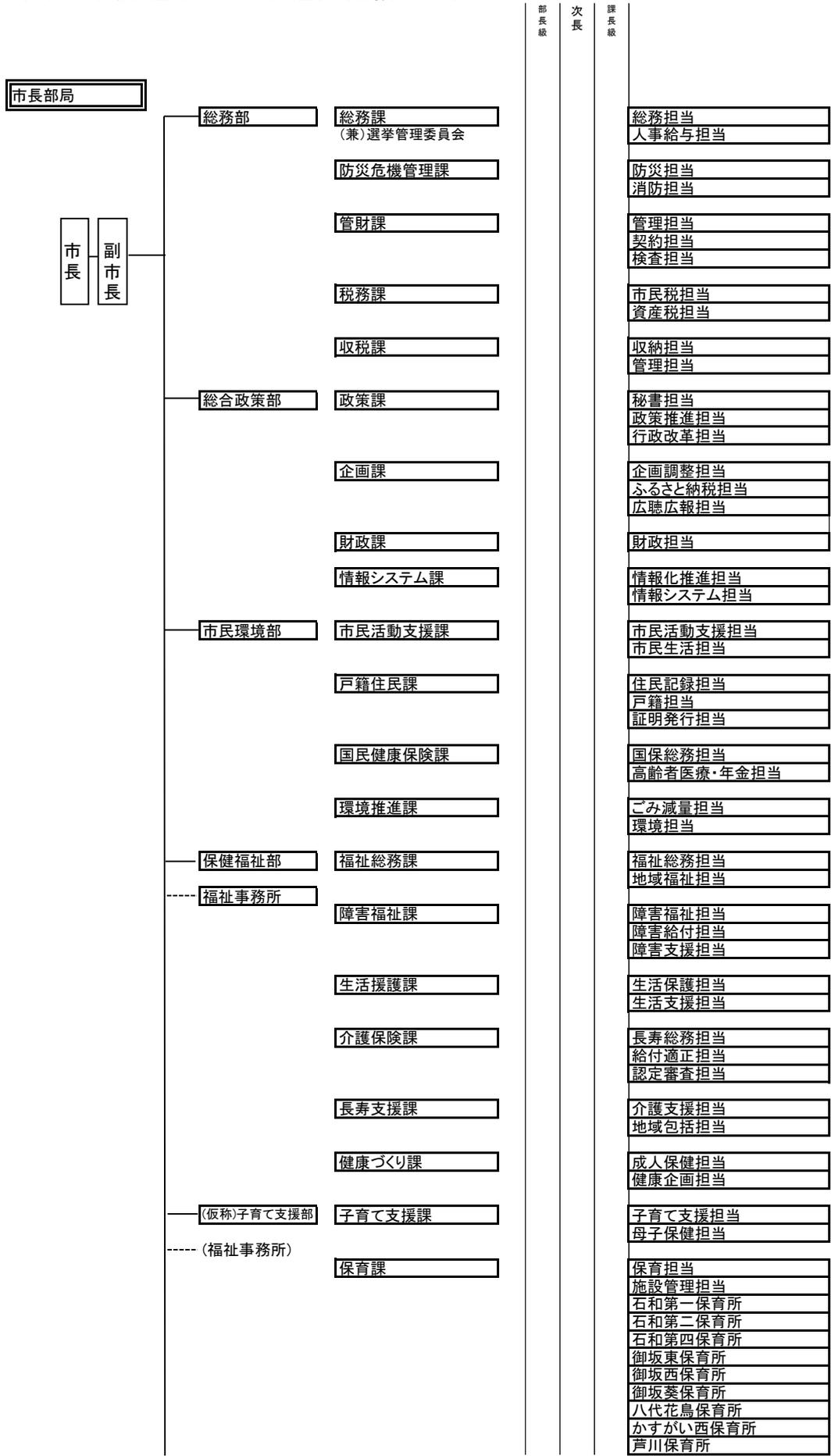
〈現行〉



〈見直し後〉



令和4年度 笛吹市行政組織機構図(案)



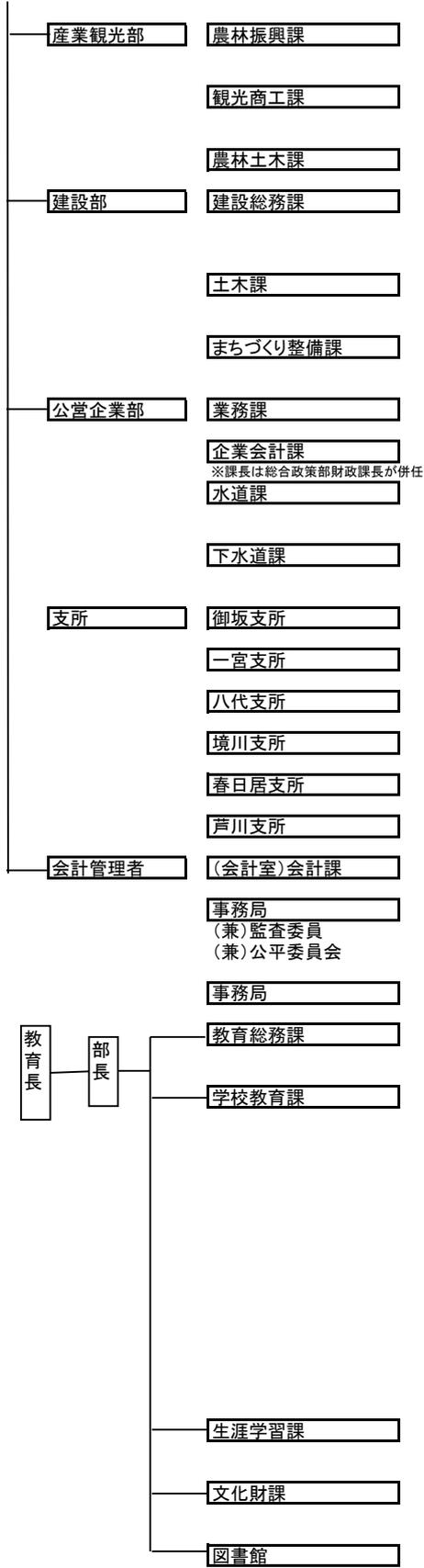
市議会

農業委員会

教育委員会

教育長

部長



部長級

次長

課長級

農林経営担当
農産推進担当
観光担当
商工労働担当
農林土木担当
総務住宅担当
管理担当
地籍担当
総務用地担当
建設担当
計画指導担当
都市整備担当
総務担当
会計担当
工務担当
維持担当
施設担当
管理担当
地域住民担当
出納担当
総務担当
議事担当
総務担当
総務担当
施設担当
学務担当
指導主事
学校給食担当
石和中学校
境川小学校
その他司書
一宮中学校給食センター
八代小学校給食センター
御坂中学校給食センター
石和中学校給食担当
石和学校給食センター
境川小学校給食担当
芦川小学校給食担当
生涯学習担当
スポーツ推進担当
文化財担当
国分寺跡整備担当
石和図書館
御坂図書館
一宮図書館
八代図書館
春日居図書館

消防本部
公安職
行政職

消防本部

管理課

消防課

予防課

指令課

消防署

部長級

次長

課長級

消防総務担当
消防学校
救命研修所
防災航空隊派遣

消防担当
防災救急担当

予防担当
危険物担当

通信担当
第1部通信担当
第2部通信担当
第3部通信担当

消防署

第1部当直司令
第1部警防救助担当
第1部救急担当
第1部予防担当

第2部当直司令
第2部警防救助担当
第2部救急担当
第2部予防担当

第3部当直司令
第3部警防救助担当
第3部救急担当
第3部予防担当

芦川消防担当(当務者対応)

西部出張所長
西部出張所第1部消防担当
西部出張所第2部消防担当
西部出張所第3部消防担当

東部出張所長
東部出張所第1部消防担当
東部出張所第2部消防担当
東部出張所第3部消防担当

令和4年度 事務組織編成に係る基本方針

総務部総務課

依然として厳しい財政状況を背景に、新たな行政ニーズに的確に応えるとともに、引き続き質の高い行政サービスを提供していくためには、個々の職員の能力を最大限発揮できる職場環境の整備と効率的な組織づくりが求められる。

このため、令和4年度の事務組織編成に当たっては、次の基本方針に基づき検討を進めることとする。

1 事務組織の適正化、効率化

行政需要の変化に的確に対応し、質の高い行政サービスを効率的に実施できるよう、機動性の高い組織づくりが必要である。

また、限られた職員数で、効果的な行政運営を図るためには、管理職によるリーダーシップのもと、個々の職員が持てる能力を最大限発揮し、一定の目的に向かって、滞りなく業務を遂行できる体制づくりが不可欠である。

このため、事務事業の効果的実施、また市民サービスの維持向上の観点などから、必要に応じて、部課等の新設、統合、廃止等を検討するとともに、管理職が部下の業務を掌握し、マネジメントしやすい環境を整備するため、部課の規模の適正化、平準化にも取り組むこととする。

2 業務量に見合った職員配置

現状の職員配置を固定的に捉えるのではなく、令和4年度における事業内容を見極めた上で、所管業務の内容、業務量等に見合った適正数を配置するものとする。

そのためには、各部局において、事業の効果的、効率的運営に努めることはもちろんのこと、「スクラップ&ビルド」の精神から、事務事業の改善と併せて取り組むことが必要である。

令和4年度の職員配置に当たっては、新規行政需要に伴う増員を計画する場合は、部局内での調整再配置を原則とし、事業の新設や業務量の増大を理由に安易に職員の増員等を行わない。

3 会計年度任用職員及び再任用職員の適正配置

会計年度任用職員制度が導入され、2年目を迎える。

会計年度任用職員は、一会計年度を単位とし、正規職員では賄いきれない業務の専門性や臨時的必要性等に応じて、適正かつ効果的に任用されるべきであり、行政コストの削減を目的に任用するものではない。

このため、「現に配置されている」だけを理由に、安易に任用を継続するのではなく、改めて、令和 4 年度における事業内容、事業量を勘案し、その業務を会計年度任用職員に行わせることが適切かどうか精査の上任用を行うものとする。

また、再任用職員についても、「定年退職後の職員の知識、経験及び能力を活用し、市行政の円滑かつ効率的な運営に資する。」とする目的に則り、必要な部署に効果的に配置するものとする。

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項		報告事項	令和3年11月11日提出	
件名	人事異動基本方針と職員人事内申書について		部局名	総務部総務課
概要	<p>令和4年4月1日付けの人事異動に係る基本方針等を定めたので、部局長及び支所長に、所管部署内職員の人事内申書の提出を依頼する。</p> <p>※ 資料 有 (別紙3枚)・無</p>			
経過	<p>次年度の人事異動に向けては、部局長及び支所長に所管部署内の異動対象者、課長職について内申書の提出を依頼してきた。</p>			
問題・課題	<p>昨年度までは、異動対象者として内申する職員を、同業務従事年数が、一般行政職の主幹、副主幹、主査は4年以上、主任、主事は3年以上とし、又、自己申告書の中で、異動希望先を明記した職員は3年以上としてきたが、人材の有効活用及び同業務従事年数が長期化した職員のモチベーション維持向上の観点から、この年数に満たない場合でも、異動対象者として取扱う必要がある。</p>			
対応策	<p>別紙方針のとおり異動対象として取扱う従事年数を短縮することにより、柔軟で適切な人事異動を図る。</p>			
協議結果	【報告事項確認了】			

令和4年4月1日付人事異動について

【基本方針】

- 1 第二次笛吹市総合計画において、市の将来像を「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」とし、その実現に向け、3つの基本目標のもと、施策や事業を展開している。今後も市民ニーズに的確に応えるとともに、引き続き質の高い行政サービスを提供するには、効率的で機能的な組織の確立のため、組織の活性化、人材の育成、有効活用及び職員のモチベーション維持向上の観点から、柔軟で適切な職員の人事異動を図る必要がある。

【異動対象職員】

- 1 次に示す職員を「別紙1」により異動対象者とする（同業務従事年数は令和3年度末現在とする）。
 - (1) 主幹、副主幹、主査の一般行政職で、継続する同業務従事年数が本年度末において、3年以上の職員
 - (2) 主任、主事の一般行政職で、継続する同業務従事年数が本年度末において、原則2年以上の職員
 - (3) その他、特別の事情により異動又は残留が必要である職員
- 2 部長、課長職は、継続年数に関係なく適正に配置する。

【組織】

- 1 令和4年度見込み職員数が別紙2のとおりとなっており、一般行政職については不確定要素もあるため、来年度の組織については、今後、派遣要因及び事務組織ヒアリングにおける人的要因等の協議結果を勘案する中で、決定していくこととする。